

市県民税の申告出張受付

市県民税の申告出張受付を行います。申告される人は近くの会場へお出かけください。

給与所得のある人は、勤務先から源泉徴収票を受取って必ず添付してください。また国民健康保険、国民年金の領収書も忘れずに、お持ちください。

吉 原 地 区		富 士 地 区	
元吉原公民館	2月20日	岩松農業協同組合	2月26・27日
富士市農協吉原東支所	2月23日	富士南公民館	3月2日
富士市農協須津支所	2月24日	田子浦公民館	3月2・3日
原田公民館	2月25日	富士公民館	3月6日
大湖公民館	3月3・4日	鷹 岡 地 区	
吉永農業協同組合	3月5日	鷹岡商工会	3月4・5・6日

※各会場とも時間は、9:00～16:00まで。

(土曜日の午後と日曜日は除く)

※市役所市民税課では、3月16日まで受付ます。

所得税・贈与税などの申告を

富士税務署は、昭和55年分の所得税確定申告、贈与税、市県民税、事業税の申告受付をします。

受付期間は、贈与税が2月2日から3月16日まで、所得税、住民税、事業税が2月16日から3月16日までです。

期限後になると、加算税や延滞税がつきますので、十分ご注意ください。

なお、確定申告をした人は、市県民税や事業税の申告をする必要はありません。

所得税

◎確定申告をしなければならない人は

- ・事業をしている人や不動産収入のある人、土地を売った人などで、昭和55年中の所得の合計額が、配偶者控除や扶養控除など所得控除の合計額より多い人。
- ・サラリーマンで、給与の年収が1,000万円を超える人や2ヵ所以上から給与を受けている人。
- 給与以外の所得が20万円を超える人

※確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などが受けられる人は、確定申告をして税金の還付を受けることができます。この還付を受けるための申告は、2月16日前でも受付しています。

- ◎前年、確定申告をした人には、申告用紙や書きかたなどを税務署から送りますので、必ずその用紙を使って申告してください。今年、新たに確定申告をする人には、富士税務署に申告書の用紙などが用意してあります。
- ◎申告書の書きかたなどで分からない点がありましたら、お気軽に富士税務署へご相談ください。
- ◎今年から還付金については、すべて銀行振込みができることになりました。銀行振込を希望する人は、納税者自身の口座のある金融機関名や口座番号などを、所定の個所に記載してください。

贈与税

贈与税は、個人が財産をもらったときにかかる税金です。贈与税には60万円の基礎控除がありますので、昭和55年中にもらった財産の価額を合計しても60万円以下のときは、申告は要りませんが、60万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

- ・3月16日までに金額を一度に納められないときは延納制度を利用しましょう。
- ・納税に便利な振替納税を利用しましょう。
- ◎くわしいことは富士税務署へ ☎61-2460

無料税務相談所を開設

と ち ろ	と き
市役所 2階市民ホール	3月2日～11日 9:30～16:00
富士南公民館	3月2日～11日 " (6日・9日は除く)
鷹岡商工会	3月2日～10日 "
吉永公民館	3月4日～6日 "
大湖公民館	3月3日・5日 "

※土、日曜日の相談は行いません

◎税金の相談は 国税局税務相談室富士分室へ

☎64-2330

東平遺跡など出土品展示会

市教育委員会は、2月28日(土)と3月1日(日)の2日間吉原市民会館で、東平遺跡・横沢古墳の出土品展示会を開きます。

西富士道路・田子浦臨港線建設にともなう東平遺跡と横沢古墳の現場における発掘調査作業が、昭和53年から行われました。展示会では、これらから出土した土器・鉄器・住居址写真など貴重な資料を展示します。

市スポーツ祭冬季スケート大会

- ◎と き 2月21日(土) (13:00市役所南側集合)
- ◎と ち ろ 日本ランドスケート場
- ◎参加資格 市内に在住、在勤、在学の人
- ◎参加料 大人1,500円(中学生以上)
小人1,000円(小学生以下)
- ◎申込方法 2月19日までに市スポーツ振興課(☎51-0123)または、市内中里1,059-2 鈴木芳雄宅へ(☎34-2091)